

2019/09/09～2019/09/15

(第20週)

消防本部名	搬送 人員数 (人)	性別		年齢区分					初診時における傷病程度(人)					発生場所ごとの項目(人)							
		男	女	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他	住居	仕事場 ①	仕事場 ②	教育 機関	公衆 (屋内)	公衆 (野外)	道路	その他
大分県合計	44	22	22		1	5	12	26			22	22		17	5	2	2	2	11	4	1
大分市消防局	10	5	5			2	2	6			3	7		4		1	1	1	2	1	
別府市消防本部	3		3		1		1	1			1	2						1	1	1	
中津市消防本部	3	3						3			2	1		1					2		
佐伯市消防本部	8	6	2			2	3	3			4	4		2	2		1		2	1	
臼杵市消防本部																					
津久見市消防本部																					
竹田市消防本部	5	1	4				2	3			4	1		2	1	1				1	
豊後高田市消防本部	1		1					1				1		1							
宇佐市消防本部	3		3				1	2			2	1		2					1		
豊後大野市消防本部	1	1						1			1			1							
由布市消防本部	2	1	1					2			1	1							2		
国東市消防本部 (国東市、姫島村)																					
日田玖珠広域消防組合消防本部 (日田市、玖珠町、九重町)	5	4	1			1	2	2			4	1		2	2				1		
杵築速見消防組合消防本部 (杵築市、日出町)	3	1	2				1	2				3		2							1

・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
 ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
 ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
 ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
 ・高齢者とは、満65歳以上の者をいう。

・死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。

・住居：(敷地内全ての場所を含む)
 ・仕事場①：(道路工事現場、工場、作業所等)
 ・仕事場②：(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 ・教育機関：(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
 ・公衆(屋内)：不特定者が出入りする場所の屋内部分
 (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 ・公衆(屋外)：不特定者が出入りする場所の屋外部分
 (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 ・道路：(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 その他：(上記に該当しない項目)